

兵庫県条例第5号

客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、何人も安心して公共の場所を通行し、又は利用することができるようにするために公共の場所における客引き行為等の防止に関して必要な事項を定めることにより、安心で快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共の場所」とは、道路、公園、広場、駅その他の不特定又は多数の者が出入りすることができる場所をいう。

2 この条例において「客引き行為等」とは、特定の者に対し、客引きをし、若しくは役務に従事するよう勧誘し、又はこれらの行為をする目的で公衆の目に触れるような方法によりこれらの行為の相手方となるべき者を待つことをいう。

(県の責務)

第3条 県は、県民、事業者、地域の団体及び市町との連携及び協力の下に、客引き行為等の防止に関して必要な施策を実施するものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、県が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力するとともに、客引き行為等の防止に関して必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第5条 県民、事業者及び地域の団体は、県及び市町が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共の場所における禁止行為等)

第6条 何人も、公共の場所において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 拒絶の意思を表示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為
- (2) 客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為を行うために、通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、又は路上においてたむろする行為その他の人の通行を妨げる行為

2 何人も、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 知事は、前2項の規定に違反したと認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

(禁止地区の指定等)

第7条 知事は、何人も安心して通行し、又は利用することができる快適な環境の確保を特に図る必要があると認める地区を客引き行為等を禁止する地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

2 市町の長は、快適な環境の確保のため、客引き行為等を禁止する必要があると認めるときは、知事に対し、禁止地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった地区について、快適な環境の確保を図る必要があると認めるときは、当該地区を禁止地区に指定するものとする。

4 知事は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町の長の意見を聴

くものとする。ただし、指定をしようとする地区が第2項の規定による要請に係るものであるときは、関係市町の長の意見を聴くことを要しない。

5 禁止地区の指定は、その区域を告示することにより行う。

6 知事は、必要があると認めるときは、禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。

7 第2項、第4項及び第5項の規定は、禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止地区における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止地区において客引き行為等をし、又は他人に客引き行為等をさせるはならない。

2 前項の規定は、客引き行為等をし、又は他人に客引き行為等をさせる行為が快適な環境の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として規則で定める場合には、適用しない。

(禁止地区における指導等)

第9条 知事は、前条第1項の規定に違反して客引き行為等をし、又は他人に客引き行為等をさせる行為（以下「禁止行為」という。）をしたと認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

2 知事は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該者に対し、禁止行為を中止すべきことその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第10条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、客引き行為等をし、若しくは客引き行為等をさせる者の従業する場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第9条第3項の規定による命令に違反した者

(2) 前条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項に規定する書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の書類その他の物件を提出若しくは提示し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(関係機関等への要請)

第12条 知事は、第7条第1項若しくは第3項の規定による禁止地区の指定、第9条第1

項の規定による指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、警察署長に対し、情報の提供その他必要な援助を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町の長、地域の団体その他の者に協力を求めることができる。

(条例の適用除外)

第13条 客引き行為等の防止に関する措置を規定する条例を制定している市町の区域であつて、当該条例の規定により、客引き行為等の防止に関する措置が効果的に講じられていると認められる市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第9条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。

2 第10条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項に規定する書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の書類その他の物件を提出若しくは提示し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、5万円以下の過料に処する。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条から第11条まで及び第15条の規定は、同年10月1日から施行する。